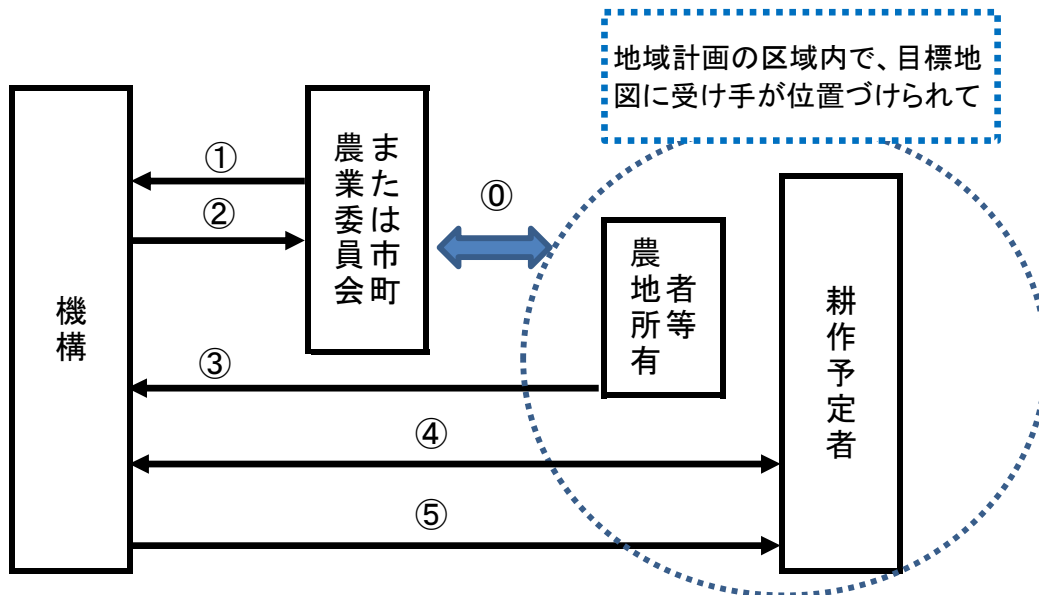


遊休農地解消対策事業のフロー



- ① 農地所有者等との事前調整(同意)(第3条)
※ 事業を実施した場合、10年以上の賃貸借を行うこと等の同意
- ② 事業取組要望(第4条)
〈添付書類〉
 - ・ 対象農地の場所がわかる地図
 - ・ 対象農地の現状写真
 - ・ 耕作予定者が受託する場合の経費の見積書(43,000円/10aが上限)
 - ・ 所有者等および耕作予定者の同意書
- ③ 事業実施の有無の決定通知(第7条)
- ④ 所有者等からの借受(促進計画の分割方式の貸借申請による)(第8条)
※ 年度内に事業完了するためには、11月上旬締め切り(2月末公告)の貸借申請に間に合わせる必要がある。
- ⑤ 遊休農地解消作業の実施(原則耕作予定者に業務委託)(第9条)
※ 委託料の上限額: 43,000円/10a(第5条)
- ⑥ 耕作予定者への貸付(促進計画の分割方式の貸借申請による)(第10条)